

住民出資型太陽光発電導入方策検討会設置要綱

(設置)

第1条 淡路島を舞台にエネルギー自給率の向上を目指す「あわじ環境未来島構想」の一環として、豊富な太陽光を活用した住民出資型の太陽光発電設備等の導入の可能性を検討するため、「住民出資型太陽光発電導入方策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本会は、別表に掲げる構成員により構成する。

(任期)

第3条 構成員の任期は、就任した日から平成24年3月31日までとする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する検討会の構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が召集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 検討会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、検討会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(事務局)

第7条 検討会の事務局・庶務は、財団法人 ひょうご環境創造協会において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は会長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

別表

住民出資型太陽光発電導入方策検討会 構成員名簿

(敬称略)

	所 属	職 位	氏 名
学識者	大阪市立大学大学院	名誉教授	野邑 奉弘
住民	淡路消費者団体連絡協議会	会長	幡井 政子
	淡路島デザイン会議	代表幹事	磯崎 泰博
県	企画県民部 ビジョン課	課長	西躰 和美
	農政環境部 温暖化対策課	課長	春名 克彦
	淡路県民局 県民生活室	環境参事	太田 吉人
	淡路県民局 公園島企画室	室長	小玉 浩嗣
市	洲本市 農林水産部	次長兼農政課長	渡邊 浩史
	南あわじ市 市長公室	次長	橋本 浩嗣
	淡路市 企画部 企画総務課	課長	山田 一夫